

自動車税種別割納税通知書用封筒に掲載する広告に関する契約書

長崎県知事 （以下「甲」という。）と＜契約決定者＞（以下「乙」という。）とは、甲が作成する令和8年度自動車税種別割納税通知書用封筒に広告を掲載することに関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 広告の掲載は、令和8年5月に甲が作成、発送する令和8年度長崎県自動車税種別割納税通知書用封筒に行うものとする。

第2条 甲は、乙が応募した広告を別添仕様書に基づき掲載するものとする。

第3条 広告掲載料は、金 , 円（消費税及び地方消費税含む。）とする。

（契約代金の支払）

第4条 前条で定める広告掲載料の支払は前金払いによるものとする。ただし、特別な理由があると甲が認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条で定める広告掲載料を甲が発行する納入通知書により、その定めるところに従って納入しなければならない。

（広告掲載料の返還）

第5条 既に納付した広告掲載料は返還しない。ただし、県の業務上、やむを得ない事由が生じたことにより、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

（損害賠償）

第6条 乙は、この契約内容に定める義務を履行しないため、その他乙の責めに帰する事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（協議）

第7条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号
 長崎県知事 大石 賢吾

乙